

令和 8 年度 下区 農村 RMO 形成推進事業
マーケティング戦略及び買い物支援対策検討業務
業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は下区 農村 RMO 形成推進事業の一環として、地域資源活用（下区米のマーケティング戦略）及び生活支援（買い物支援）対策の検討を行い、地域課題となっている稲作農業の衰退と、買い物難民の増加に歯止めをかけるための解決策を導くことを目的とする。

2 委託期間

委託契約締結日から令和 9 年 3 月 1 5 日まで

3 業務の作業体制

(1) 業務体制

受託者は本仕様書に定める業務委託の内容を円滑に進めるため、必要な業務委託体制を構築すること。

(2) 定期打合せ

業務履行の進捗状況の報告や協議・相談は、月 1 回の定期打合せを行うこととする。

頻度：契約締結月～翌年 3 月まで月 1 回

場所：下区集会センター（美郷町西郷山三ヶ 5 6 7）

各会議の進行は発注者が行うが、資料の作成、スケジュール管理は原則として受託者が行うこととする。なお受託者は、定期打合せ終了後、速やかに打合せ記録簿を発注者に提出することとする。

4 委託業務の内容

作業項目	内容
1. 下区米のマーケティング戦略	R7 年度に地域農業の振興を目的として、下区米を使った「寝かせ発芽酵素玄米パックご飯」を開発した。R8 年度は、ネットを使って販売していくための仕組みを構築する。 主な作業は以下の項目を想定している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3C 分析（市場構造の把握） ・ ユーザー属性の把握 ・ 販売 LP の作成 ・ 訴求ポイントを踏まえたパッケージデザイン改良 ・ 販売 LP の公開及びアクセス分析
2. 買い物支援対策の事前準備	<p>令和 8 年度は、令和 7 年度までに整理した支援の方向性を前提に、地縁団体型無償運送およびネットスーパー連携型買い物代行を実装し、将来的に継続可能な取組としていくための制度設計および体制構築・調整を進める。</p> <p>本業務においては、これら二つの支援を実装・継続していくための制度設計および体制構築に関する支援を行う。</p> <p>主な作業は以下の項目を想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部における支援運営体制について整理・調整 ・ 行政や関係機関、関係事業者等との役割や実施条件に関する調整 <p>※令和 9 年に実証実験を開始できる状態をゴールとする</p>

なお、本項については、「業務計画書 2. 計画提案」においてその作業内容や作業毎の履行時期について具体的に提案すること。

5 成果納品

(1) 成果物

成果物の出力 1 部（市販のファイル綴じ。）

(2) 納期

令和 9 年 3 月 1 0 日 午後 5 時まで

(3) 納品場所

〒 8 8 3 - 1 2 1 1

宮崎県 東臼杵郡美郷町 西郷山三ヶ 5 6 7

下区ちくせん実行委員長 高城 嘉樹

6 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、下区ちくせん実行委員会に帰属する。

受託者は、納品する成果品について、著作権人格権を行使しないこととする。

(2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- ② 受託者は、納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
- ③ 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ④ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ⑤ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、下区ちくせん実行委員会と受託者で協議の上、処理することとする。

7 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、下区ちくせん実行委員会と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、下区ちくせん実行委員会と協議の上決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、下区ちくせん実行委員会の許可なくして流用してはならない。
- (4) 業務内容の詳細については、企画提案により請負業者が特定した後、実施主体との協議により変更することがある。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等は、必要に応じて下区ちくせん実行委員会と協議の上、対応することとする。
- (5) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (6) 業務計画書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (7) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (8) 受託者は、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、実行委員会の承認を得た上で、業務の一部を第三者に委託することができる。